

令和2年12月17日（木）

## 代表者会議（合同） 検察審査会関係資料

### 目次

- 第1表の1 新受・既済・未済人員数等
- 第1表の2 第2段階の審査（法41条の2による審査）
- 第2表 罪名別新受人員数
- 第3表 起訴相当・不起訴不当事件の事後措置等

統計 第1表の1 新受・既済・未済人員数等

東京第一～第六・立川検察審査会

庁名	年 度	受 理					既 済							審 査 期 間 (受理の日から)					未 済	建 議 勸 告 件 数
		旧 受	新 受			合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当	審 査 打 切 り	申 立 却 下	移 送	合 計	1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	1 年 以 上		
			申 立 て	職 権	移 送															
東京第一～第六 の合計	28	42	142			142	184		9	108	2	25	1	145	33	39	34	34	5	39
	29	39	167	2		169	208		2	109		71		182	78	53	40	11		26
	30	26	151	1		152	178	1		58	3	61	2	125	20	89	10	6		53
	1	53	95			95	148		3	63		43	1	110	14	70	23	3		38
	2	38	121	1		122	160		3	72	4	7		86	16	23	33	12	2	74
東京第一	28	32	16			16	48		2	15	1	20		38	2		1	30	5	10
	29	10	28	1		29	39		1	20		12		33	15		9	9		6
	30	6	22			22	28			7	2	4		13		2	5	6		15
	1	15	19			19	34		1	11		11		23	2	6	13	2		11
	2	11	12			12	23			17	1			18	1	3	13	1		5
東京第二	28	2	13			13	15			10	1	1	1	13	3	8	2			2
	29	2	22	1		23	25		1	13		8		22	12	4	5	1		3
	30	3	30			30	33	1		10		14		25	2	22	1			8
	1	8	12			12	20		1	12		5		18		15	3			2
	2	2	25			25	27			21	1	3		25	12	7	5	1		2
東京第三	28	1	26			26	27		1	20				21	1	10	10			6
	29	6	19			19	25			18		4		22	11	11				3
	30	3	24			24	27			9		12	2	23	7	13	3			4
	1	4	20			20	24			10		1		11		9	2			13
	2	13	21			21	34		1	6	1	1		9		1	2	4	2	25
東京第四	28	5	28			28	33		5	13				18	2	5	7	4		15
	29	15	31			31	46			28		14		42	13	12	16	1		4
	30	4	26			26	30			10	1	17		28	7	21				2
	1	2	15			15	17			8		5		13	7	4	2			4
	2	4	18	1		19	23		1	11	1	3		16	2	5	9			7
東京第五	28	1	41			41	42		1	36		2		39	22	9	8			3
	29	3	34			34	37			13		18		31	10	18	3			6
	30	6	29			29	35			10		4		14	2	11	1			21
	1	21	16			16	37			11		19	1	31	1	27	3			6
	2	6	16			16	22		1	7				8		4		4		14
東京第六	28	1	18			18	19			14		2		16	3	7	6			3
	29	3	33			33	36			17		15		32	17	8	7			4
	30	4	20	1		21	25			12		10		22	2	20				3
	1	3	13			13	16		1	11		2		14	4	9		1		2
	2	2	29			29	31			10				10	1	3	4	2		21
立 川	28	14	30	2		32	46			28	2	1		31	6	5	5	14	1	15
	29	15	27	1		28	43			23	1			24	4	2		18		19
	30	19	13		2	15	34		1	22	1	1		25	1	2	3	19		9
	1	9	54	5	1	60	69		2	52				54	9	5	26	14		15
	2	15	9	1		10	25		3	17	1			21	3		11	7		4
東京地裁管内 7検審総合計	28	56	172	2		174	230		9	136	4	26	1	176	39	44	39	48	6	54
	29	54	194	3		197	251		2	132	1	71		206	82	55	40	29		45
	30	45	164	1	2	167	212	1	1	80	4	62	2	150	21	91	13	25		62
	1	62	149	5	1	155	217		5	115		43	1	164	23	75	49	17		53
	2	53	130	2		132	185		6	89	5	7		107	19	23	44	19	2	78

(注) 「建議勸告件数」欄は件数建てによる事件数であり、その他の欄はすべて被疑者数による延べ人員である。  
 ※ 令和2年度の数値は、令和2年1月から同年10月分である。

第1表の2 第2段階の審査(法第41条の2による審査)

東京第一～第六・立川検察審査会

庁名	年度	審査開始	既 済					審 査 期 間					審査中
			起訴議決	起訴議決に至らず	その他	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	1え年をも超の			
東京第一～第六の合計	28 29 30 1 2												
東京第一	28 29 30 1 2												
東京第二	28 29 30 1 2												
東京第三	28 29 30 1 2												
東京第四	28 29 30 1 2												
東京第五	28 29 30 1 2												
東京第六	28 29 30 1 2												
立川	28 29 30 1 2												
東京地裁管内7検審総合計	28 29 30 1 2												

該  
当  
な  
し

(注) 1. 審査期間は、公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けた日、又は起訴を相当とする議決の謄本を検察庁に送付した日から3月(又は最長で3月の延長)を経過した日から数える。  
 2. 令和2年度は令和2年10月末現在の数値である。

第2表 罪名別新受人員数(令和2.1.1～令和2.10.31)

東京第一～第六・立川検察審査会

順位	罪名	東京第一～第六の合計						立川	管内検審合計(人)	
		第一	第二	第三	第四	第五	第六			
1	傷害, 同致死	19	5	2	6	1	1	4	1	20
2	常習賭博	17						17		17
3	自動車運転処罰法違反	8			2	2	2	2	5	13
4	労働基準法違反	11		5	6					11
5	名誉毀損, 侮辱	9		7		1	1			9
6	脅迫, 強要	6			2	1	3		1	7
7	詐欺	4				2	2		2	6
8	文書偽造	5				2	3			5
9	強制わいせつ, 強制性交等, 同致死傷等	4					2	2		4
	暴行	3	1	1				1	1	4
	業務上過失致死傷	4		4						4
10	重過失致死傷	3	1			2				3
11	住居侵入等	2	2							2
	虚偽告訴等	2				2				2
	過失致死傷	2					1	1		2
	窃盗	2	1		1					2
	恐喝	2	1				1			2
	毀棄, 隠匿等	2		1	1					2
	自動車運転過失致死傷	2		2						2
	労働安全衛生法違反	2				2				2
	国家公務員法違反	2			2					2
個人情報保護法違反	2				2				2	
12	放火	1	1							1
	職権濫用	1			1					1
	背任	1				1				1
	公職選挙法違反	1				1				1
	賭博	1						1		1
	都道府県迷惑防止条例違反	1						1		1
	その他(罪名不明・記載なし)	3		3						3
合計		122	12	25	21	19	16	29	10	132

(注)「強制わいせつ, 強制性交等, 同致死傷等」には, 平成29年法律第72号による改正前の「強姦, 強姦等致死傷」(177条～179条, 181条)を含む。

第3表

起訴相当・不起訴不当事件の事後措置等 (平成21.5.21～令和2.10.31)

東京第一～第六・立川検察審査会

処理区分 議決年度	起訴相当事件等							検察官の事後措置			起訴 議決 B	起訴 された 人員 A+B	裁判結果(第一審)										
	議決 の 趣 旨	原不起訴処分の理由						処分		処 分 未 了 計			合 計	有罪				無罪 (公訴棄却・免訴を含む)	同一 被告人 に対する 事件の 併合	結 果 未 通 知	合 計		
		起 訴 猶 予	嫌 疑 不 十分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	合 計	公 訴 提 起 A	不 起 訴 維 持 B					自 由 刑	罰 金	刑 の 除 除	小 計						
合計 H21.5.21 ～R2.10.31	起訴相当	4	7				11	27%	73%		11	4	17	(3)	5	7		12	4		1	17	
	不起訴不当	45	73	18		1	137	10	121	6	137			(2)	4	6		10	4			14	
平成21年 (H21.5.21～)	起訴相当	3	7				10	20%	80%		10	4	14	(2)	4	6		10	4			14	
平成27年	不起訴不当	40	56	18			114	7%	93%		114												
平成28年	起訴相当																						
	不起訴不当	3	7				10		100%		10												
平成29年	起訴相当																						
	不起訴不当		2				2		100%		2												
平成30年	起訴相当	1					1	100%			1		2	(1)	1								2
	不起訴不当	1					1	100%			1				1	1		2					2
平成31年 (令和元年)	起訴相当																						
	不起訴不当		3			1	4	25%	75%		4		1									1	1
令和2年 R2.1.1～10.31	起訴相当																						
	不起訴不当	1	5				6				6												

( ) 内は、執行猶予が付されたもので内数である。

(注) この表は、当該年度に起訴相当又は不起訴不当の議決があった事件についての、原不起訴処分の理由と、当該事件について、その後、検察官が執った事後措置及び第一審裁判所の裁判結果等を記載したものである。